

# 日豪 EPA「自己申告制度」利用の手引き

財務省関税局・税関

2016年4月

### **【本利用の手引きについて】**

本利用の手引きは、自己申告制度の活用のため、ご利用者の方の基礎的な理解を深めて頂くことを目的に作成したものです。理解を容易にするために、法令の用語と異なる用語を使用した部分、説明を簡略化した部分等がありますので、ご留意下さい。ご不明な点については、最終頁に記載の問い合わせ先まで、ご照会頂くようお願いいたします。

また、本利用の手引きについては、随時更新されることがありますので、税関ホームページ上の最新版を確認して頂くようお願いいたします。最終更新：2016年4月1日

## 目次

### . 日豪 EPA 原産地規則

1. 概要	1
2. 原産地基準について	2
3. 原産地手続について	4
4. 積送基準について	6
5. EPA における事後確認について	6

### . 自己申告制度の利用

1. 日本での輸入面	
(1) 概要	7
(2) 輸入申告の方法	7
(3) 原産品申告書の作成方法	9
(4) 原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の作成方法	11
(5) 書類の保存	15
(6) 実際の輸入に即した書類作成例	16
2. 日本からの輸出面	
(1) 概要	37
(2) 原産品申告書等の作成方法	37
(3) 書類の保存	39
(4) 豪州税関による原産性の確認への対応	40
(5) 実際の輸出に即した書類作成例	41

### . FAQ

1. 総論	45
2. 日本での輸入面	46
3. 日本からの輸出面	50

### . 関連協定・法令等

1. 協定	51
2. 法律	51
3. 政令	51
4. 通達(様式含む)	51

## I. 日豪 EPA 原産地規則

### 1. 概要

EPA 締約相手国から輸入される製品について、通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用するためには、当該製品が EPA 上の「原産品」であることが必要となります。これは、EPA と関係のない第三国の製品が、相手国を単に経由して輸入される場合に EPA 税率が適用されることを防ぐ等の目的があり、相手国から輸入される全ての製品ではなく EPA 上の「原産品」と認められる製品に限り EPA 税率の適用が認められているためです。

例えば、「豪州から輸入される瓶詰めワイン」と一口に言っても以下のような3つのケースが考えられますが、日豪 EPA においては、①のように、原材料のぶどうから豪州で生産しているケースのみが、豪州の原産品として認められます。どのような材料を用い、どのような製造工程を経た製品であれば、EPA 上の原産品であると認めるかの基準を「原産地基準」といいます。

ケース①



ケース②



ケース③



また、輸入国税関において、その製品が EPA 上の原産品であることを確認する必要があります。原産品であることを輸入国税関において確認できるよう証明又は申告する制度や輸入国税関が事後的に確認する手続等を「原産地手続」といいます。そのほか、

運送途上において原産品としての資格を失っていないか否かを定める積送基準もあります。

## 2.原産地基準について

個別の原産地基準は、相手国との交渉により決まることから協定毎に異なる部分もありますが、日豪 EPA においては、協定における原産地基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

### (1) 完全生産品

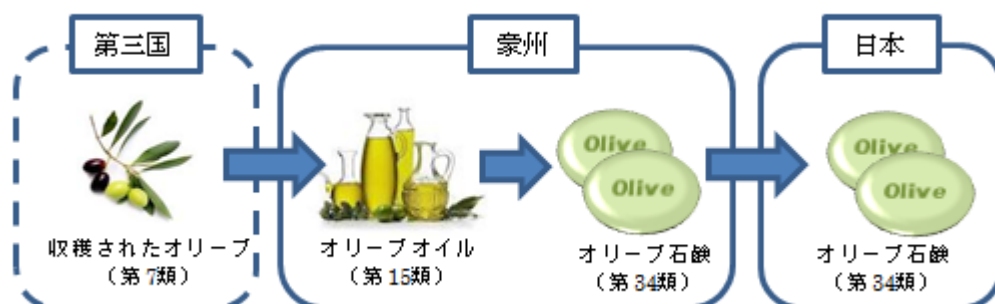
野菜、果物、家畜、鉱物のように、相手国で生産がすべて完結するような産品の場合には原産品となります。これを「完全生産品」といいます。

日豪 EPA での完全生産品の例（一部抜粋）

- ① 生きている動物であって、豪州において生まれ、かつ、成育されたもの（例：豪州で生まれ、育った牛）
- ② 豪州で生きている動物から得られる産品（例：豪州で得られた牛乳）
- ③ 豪州で収穫等された植物（例：豪州で収穫された小麦）
- ④ 豪州で採掘された鉱物資源（例：豪州で採掘された鉄鉱石）
- ⑤ 完全生産品のみから生産された産品（例：豪州で生まれ、育った牛の牛肉）

### (2) 原産材料のみから生産された産品

原産品である材料（「原産材料」）のみから生産された産品についても、原産品とされます。例えば、第三国のオリーブ（第7類）から、豪州でオリーブオイル（第15類）を生産、さらにそのオリーブオイルでオリーブ石鹸（第34類）を生産する場合、材料を遡っていくと第三国のオリーブが使用されていますが、オリーブからオリーブオイルへの生産によって、後述の実質的変更基準を満たしていることになるため、オリーブオイルは豪州の原産材料と認められます。従ってオリーブ石鹸は原産材料のみから生産された産品となり、日豪 EPA における豪州の原産品となります。（関税分類番号の最初の2桁を「類」、4桁を「項」、6桁を「号」と呼びます。）



### (3) 実質的変更基準を満たす産品

原産品ではない材料（「非原産材料」）を使用して産品を生産する場合、産品が元の材料から大きく変化している場合には協定上の原産品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」といい、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」といいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、日豪 EPA では附属書 2 に記載されています。

実質的変更基準は、品目毎に以下のいずれかの考え方、あるいは、それらを組み合わせて、定められています。

#### ① 関税分類変更基準

非原産材料の関税分類番号と、その材料から相手国で生産された産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「関税分類変更基準」といいます。

#### ② 付加価値基準

相手国での生産により金銭的な価値が付加され、この付加された価値が基準値以上（例えば、付加価値 40%以上など）の場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「付加価値基準」といいます。

#### ③ 加工工程基準

非原産材料を使用した最終産品について、相手国で、ある特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製など）が施されれば実質的変更が行われたとする考え方を「加工工程基準」といいます。

例えば、先の、原産材料のみから生産された産品で触れた、第三国のオリーブ（第 7 類）から、豪州で生産されるオリーブオイル（第 15 類）については、品目別規則が上記①の関税分類変更基準（類変更基準）となっているため、第 7 類から第 15 類に関税分類が変更されたオリーブオイルは豪州の原産品と認められます。



### (4) 原産品と認められる範囲を広げる規定（累積、僅少の非原産材料）

原産品とは、基本的には上記（1）から（3）のいずれかに該当する産品ですが、

EPAには原産品と認められる範囲を広げるための以下のような規定があります。

① 累積

製品の生産にあたり使用した相手国の原産品を自国の原産材料とみなすことができる規定を「累積」といいます。累積により、原産性の判断に算入できる材料が増えることとなり、原産品と認められる範囲が広がります。

② 僅少の非原産材料（デミニミス）

非原産材料が関税分類変更基準や加工工程基準を満たさない場合であっても、その使用量が僅かである場合には、生産された産品を原産品として認められる規定のことを「僅少の非原産材料（デミニミス）」といいます。この規定の対象品目やどの程度まで認められるかは、EPA 毎、品目毎に異なっています。

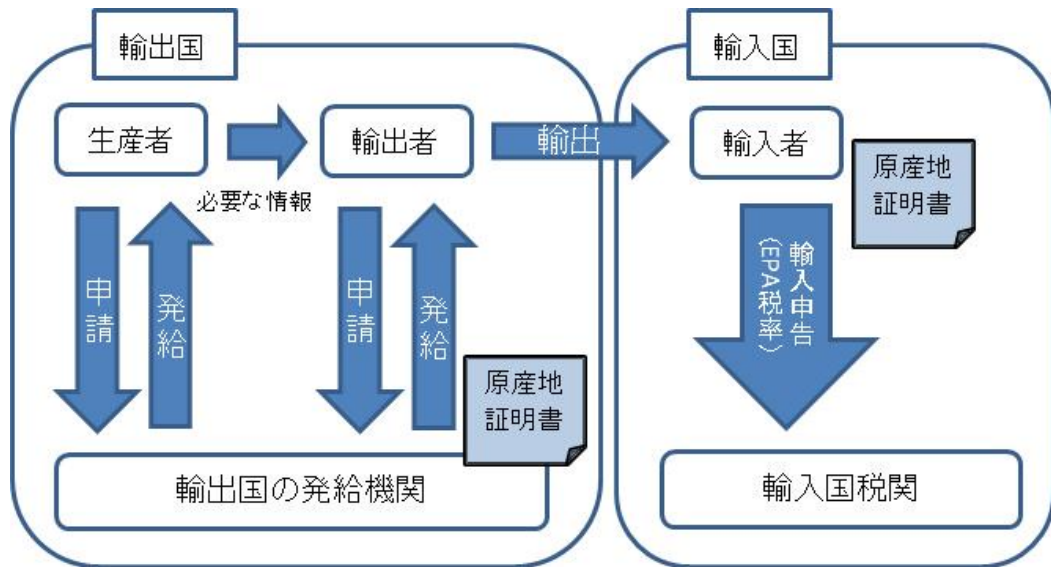
日豪 EPA においては、(i)第1類から第24類までの産品については、必要な関税分類の変更または特定の製造若しくは加工の作業が行われない非原産材料の総額が当該産品の本船渡しの価額（FOB 価額）の10%以下、かつ、当該非原産材料が産品と異なる号に掲げられる場合、(ii)第50類から第63類までの産品については、必要な関税分類の変更が行われない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合、(iii)それ以外の産品については、必要な関税分類の変更または特定の製造若しくは加工の作業が行われない非原産材料の総額が当該産品の本船渡しの価額（FOB 価額）の10%以下の場合に、当該規定が適用できます。

### 3.原産地手続について

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法として、日豪 EPA では、「第三者証明制度」と「自己申告制度」が併用されています。なお、日豪 EPA 以外の我が国の EPA では「第三者証明制度」のみが採用されています（メキシコ、スイス、ペルーとの EPA では「認定輸出者自己証明制度」と「第三者証明制度」が併用）。各制度の概要は以下のとおりです。

(1) 第三者証明制度

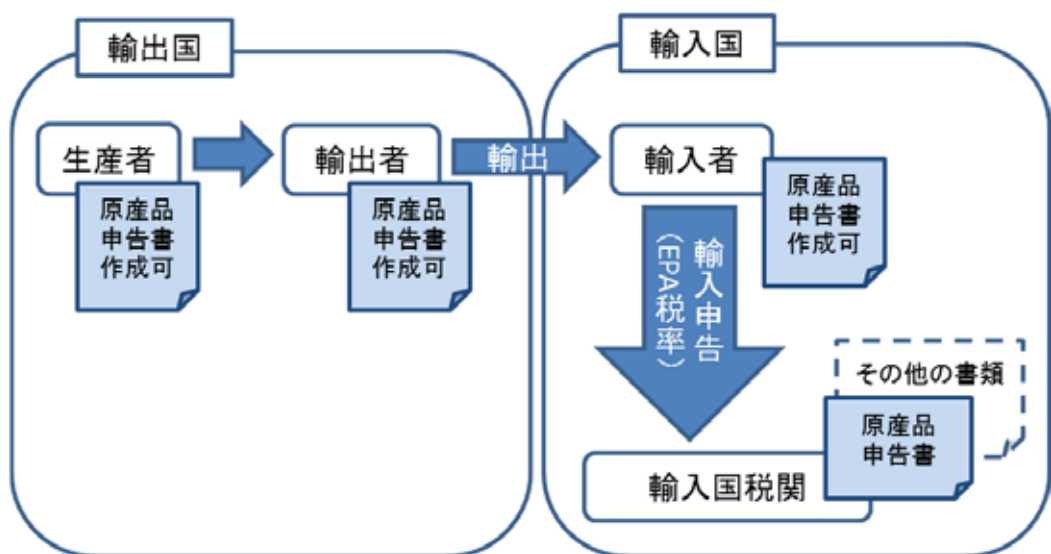
輸出者や生産者が輸出国発給当局（あるいはその指定機関）に申請し、原産地証明書を取得、それを輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。



(2) 自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者または生産者自らが、当該貨物が日豪 EPA 上の原産品である旨を明記した書面（以下、「原産品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより、原産品であることを申告する制度です。

なお、原産地証明書、原産品申告書のいずれを提出しても、原産品であることの証明又は申告する書類として、税関では同様に取扱われますが、自己申告制度の下における日本での輸入申告時には原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類の提出も原則として必要となります。また相手国においても、必要に応じ原産品申告書以外の書類の提出を求められることがあります。





#### 4.積送基準について

輸入する産品が、相手国において原産地基準を満たして原産品と認められた場合でも、その運送途上において原産品としての資格を失った場合には EPA 税率の適用は受けられません。この運送途上で原産性を保持しているか否かを判断する基準を「積送基準」といいます。

この点、原産品と認められた貨物は相手国から直接運送されることが基本となりますが、積替え又は一時蔵置のために第三国を経由する場合においても、第三国で新たな加工等の作業がなされていない場合には、積送基準を満たすことがあります。また、第三国経由の貨物の場合には、原則として通し船荷証券の写しや第三国の税関当局が発給した証明書等の提出が必要となります。

#### 5.EPA における事後確認について

EPA 税率を適用し輸入許可された産品について、輸入国税関が、その原産性等についての確認を行うことを事後確認といいます。例えば、日豪 EPA においては、①輸入者への情報提供要請、②輸出締約国発給当局又は税関当局への情報提供要請、③輸出者又は生産者への情報提供要請、④輸出者又は生産者への確認のための訪問、という 4 つの類型があります。

なお、輸入国税関からの事後確認に対応しなかった場合や、事後確認の結果、原産性を有していないことが判明した場合等には、当該産品への EPA 税率の適用が否認されることがあります。

## II. 自己申告制度の利用

### 1. 日本での輸入面

#### (1) 概要

日豪 EPA において採用された自己申告制度においては、従来の第三者証明制度における輸出国発給当局が発給する原産地証明書の輸入国税関に対する提出に代え、貨物の輸入者、輸出者または生産者の有する情報に基づいて自ら作成した、当該貨物が日豪 EPA 上の原産品である旨を明記した書面（原産品申告書）及び当該貨物が原産品であることを明らかにする書類の提出により、EPA 税率の適用を求めることができます。

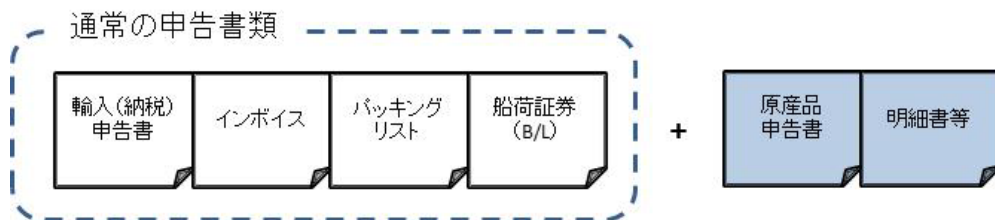
#### 【事前教示制度の利用について】

とりわけ自己申告制度の下においては、予見可能性を向上させ、迅速な通関を確保する観点から、事前教示制度の利用が有効です。事前教示制度とは、輸入者等からの照会に基づき、輸入を予定している貨物の原産性について、税関が事前に審査し、その回答を文書により受け取ることができる制度です。本制度を利用し、原産品である旨の回答を得た場合には、輸入申告時に当該回答書の番号を輸入（納税）申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類の提出を原則省略することができます。また、当該回答書の内容は、発出後 3 年間、法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除き、輸入申告時の審査の際に尊重されます。

#### (2) 輸入申告の方法

##### ① 提出書類

EPA 税率の適用を求める場合には、通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び当該明細書に記載された説明内容を確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）。以下「明細書等」という。）の提出が必要となります。



なお、以下のような場合には、明細書等の提出を省略することができます。

イ 文書による事前教示を取得しているときであって、輸入（納税）申告書に取得した事前教示登録番号を記載している場合

ロ 豪州で完全に得られる一次産品等であって、インボイス等の通関関係書類

によって完全に得られた産品であることが確認できる場合

※例えば、インボイス、パッキングリストその他の書類に記載された製造者名、国名、商標等の表示、原産地の表示（Made in Australia や Product of Australia 等）等を総合的に勘案し確認できる場合。なお、省略する場合には、輸入（納税）申告書の記事（税関）欄に「JAEPAWO」と記載して下さい。

ハ 課税価格の総額が 20 万円以下の場合（原産品申告書の提出も省略可）

### ② NACCS での申告方法

NACCS を利用して申告する場合であって、自己申告制度における原産品申告書により EPA 税率の適用を求める際には、PDF 等の電磁的記録にて原産品申告書や明細書等を提出することができます。その場合に必要となる原産地証明書識別コードは、以下の表のとおりです。なお、電磁的記録にて提出した場合、別途書面による提出は不要となります。

貨物の種類		日豪 EPA
原産品申告書がある場合		U
関税割当品目	原産品申告書がある場合	H
	少額扱い	Y
原産品申告書提出猶予申請を行う貨物		W

※輸出者又は生産者が作成した原産品申告書により EPA 税率の適用を求める際には、輸入（納税）申告書の記事（税関）欄に、輸出者が作成した場合には「JAEPA-E」、生産者が作成した場合には「JAEPA-P」と記載して下さい。輸入者が作成した原産品申告書により EPA 税率の適用を求める際には、輸入（納税）申告書の記事（税関）欄への同様の記載は不要です。なお、当該記事（税関）欄への記載については、通関手続の円滑化や自己申告制度利用の利用状況の把握の観点から入力をお願いするものであり、記事（税関）欄等に記載漏れや誤りがあることをもって、罰則が適用されることや特惠否認等がされることはありません。

### ③留意事項

原産品申告書の作成者は、輸入貨物について日豪 EPA 上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要となります。例えば、上記①ロの場合で、かつ、作成者が輸入者の場合、当該輸入者は豪州で完全に得られるものとして協定に定める基準を満たす情報を保有し、税関の求めに応じ、説明する必要があります。

この点は、上記①において原則的な取扱いを行う場合、明細書等を省略できる場合のいずれにおいても妥当するものですので、ご留意下さい。

### (3) 原産品申告書の作成方法

#### ①原産品申告書の作成者

輸入者、輸出者又は生産者は、輸入しようとする産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

輸入者が原産品申告書を作成する場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者の作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的信頼に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

当該産品の生産者でない輸出者が原産品申告書を作成する場合には、当該産品が原産品である旨の生産者が作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

#### ②原産品申告書の必要的記載事項

原産品申告書には、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所、産品の概要（品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報、関税分類番号、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）等、本原産品申告書の作成者の情報を記載すると共に、当該作成者の印又は署名（電子的な署名も可）が必要となります。

#### ③様式及び使用言語

原産品申告書の作成にあたっては税関様式 C 第 5292 号を使用し、日本語又は英語により作成します。ただし、協定上の必要的記載事項が記載されている限りは、任意の様式の使用も可能です。

# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所			
品名の記載は、産品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。 例えば、グロス重量又はネット重量。産品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。		産品の関税分類番号を6桁レベル(HS2012年版)で記載。	
No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス(第三国インボイスを除く。)の番号・日付。		該当する特惠基準(WO、PE、PSR)のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。	
5. その他の特記事項			
第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。			
<input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼者。

自署又は署名の形状の印字。

本原産品申告書の作成者 (  輸入者、  輸出者、  生産者 )

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

#### (4) 原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の作成方法

##### ①原産品申告明細書の作成者等

原産品申告明細書とは、価格表、総部品表、製造工程表等の書類に基づき、原産品申告書に記載された産品が日豪 EPA における原産品であることを説明するための様式であり、原則として輸入者又は輸入者により原産品申告明細書の作成について委託を受けた者が作成します。

##### ②原産品申告明細書の記載要領

原産品申告明細書においては、仕入書の番号及び日付、原産品申告書における産品の番号、産品の関税分類番号、適用する原産性の基準、適用する原産性の基準を満たすことの説明、当該説明に係る証拠書類の保有者等を記載するほか、明細書の作成者の情報を記載すると共に、当該作成者の印又は署名が必要となります。

説明欄には、以下のような事実を記載して頂く必要があります。

##### イ.完全生産品の場合

豪州において完全に得られた産品であることを確認できる事実。

##### ロ.原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実。

##### ハ.実質的変更基準を満たす産品の場合

##### （イ）関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税分類番号と産品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実。

##### （ロ）付加価値基準を適用する場合

産品の FOB 価額と全ての非原産材料の価額による計算式（原産資格割合＝ $[(\text{産品の FOB 価額} - \text{非原産材料の価額}) / \text{産品の FOB 価額}] \times 100$ ）によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実。

##### （ハ）加工工程基準を適用する場合

特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実。

##### ③原産品申告明細書に添付する書類

原産品申告明細書には、当該明細書に記載された産品が原産品であることを確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）を添付していただくことが必要となります。例えば、上記②イ～ハで記載した事実を確認できる以下のような書類が考えられます。

##### イ.完全生産品の場合

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

ロ.原産材料のみから生産された産品の場合

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

ハ.実質的変更基準を満たす産品の場合

(イ) 関税分類変更基準を適用する場合

総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

(ロ) 付加価値基準を適用する場合

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

(ハ) 加工工程基準を適用する場合

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

#### ④様式及び使用言語

原産品申告明細書の作成にあたっては、税関様式 C-5293 を使用し、日本語により作成します。

※原産品申告書を輸入者が作成する場合（輸入者による自己申告制度）には、原産品申告書及び原産品申告明細書をそれぞれ作成することに代え、原産品申告書兼明細書を使用することも可能です（14 ページ参照）。

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 (原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。)	
2. 原産品申告書における製品の番号 (該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄 1 欄毎に明細書を作成。)	3. 製品の関税分類番号 (製品の関税分類番号を 6 桁レベル(HS2012 年版)で記載。)
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明  (4 欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) ・WO:豪州において完全に得られた製品であることを確認できる事実 ・PE:すべての一次材料(製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。)が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC:すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実 ・VA:製品の FOB 価額とすべての非原産材料の価額による計算式(原産資格割合 = (製品の FOB 価額 - 非原産材料の価額) / 製品の FOB 価額 × 100)によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実 ・SP:特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準:輸入しようとする製品が日豪 EPA に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)  作成 年 月 日	

産品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか 1 つに必ずチェックを付す。なお、PSR にチェックを付した場合には、CTC(関税分類変更基準)、VA(付加価値基準)、SP(加工工程基準)のいずれか 1 つに必ず、また必要に応じて DMI、ACU にチェックを付す。

いずれか 1 つに必ずチェックを付す。

6 欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と 8 欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

(規格 A 4)



## 原産品申告書兼明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス(第三国インボイスを除く。)の番号・日付。             </div>	
2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 例えば、グロス重量又はネット重量。産品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。             </div>	
No. 1	3. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 品名の記載は、産品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。             </div>
	4. 関税分類番号(6桁、HS 2012) (産品の関税分類番号を6桁レベル(HS2012年版)で記載。)
	5. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)
	6. 上記5.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 (5欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 産品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか1つを記載する(PSRと記載した場合には、CTC(関税分類変更基準)、VA(付加価値基準)、SP(加工工程基準)のいずれかを併記)また必要に応じてDMI、ACUにチェックを付す。             </div>
No. 2	<複数産品の場合、上記3~6の項目について記載>
7. その他の特記事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 第三国のインボイスを使用する場合その旨を明記するとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。             </div>

8. 以上のとおり、3.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 \_\_\_\_\_

輸入者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

印又は署名 \_\_\_\_\_

輸入者の住所又は居所 \_\_\_\_\_

代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

印又は署名 \_\_\_\_\_

代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

自署又は署名の形状の印字。

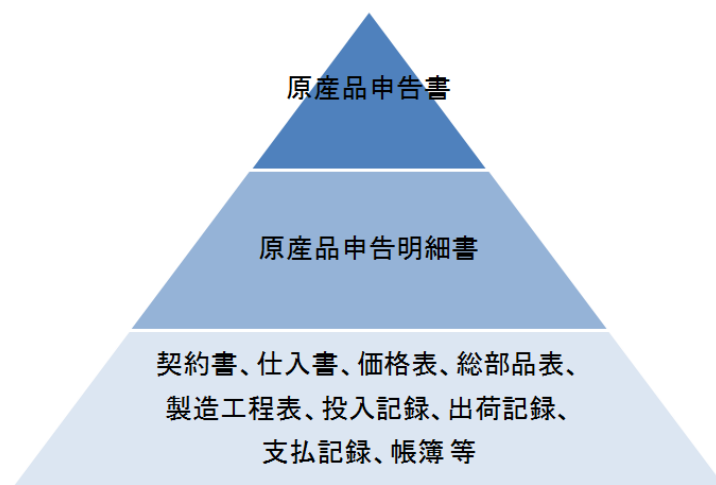
※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、CTC: 関税分類変更基準、VA: 付加価値基準、SP: 加工工程基準、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

## (5) 書類の保存

輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から 5 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書のほか、申告内容に応じて輸入者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等となります。ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

なお、輸入通関後の事後確認において税関から情報提供の要請等がなされることがあります。

保存書類のイメージ



(6) 実際の輸入に即した書類作成例

①冷凍牛肉（骨なし）（関税率表第 0202.30 号）

イ.原産地基準

豪州より日本へ輸入される冷凍牛肉（骨なし）（関税率表第 0202.30 号）について、日豪 EPA においては、豪州において生まれ、かつ、成育された牛から得られたものであれば原産品と認められます。

ロ.関税率

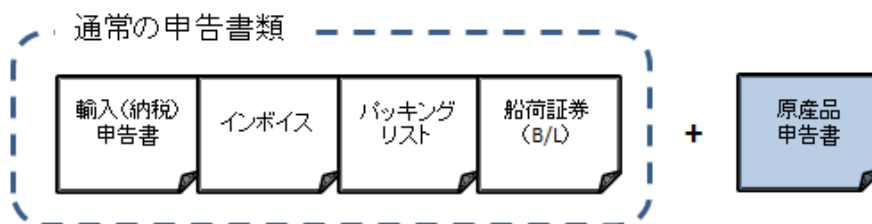
協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2015/1/15	2015/4/1	2016/4/1	2017/4/1	2018/4/1	～	2031/4/1	2032/4/1	2033/4/1
38.5%	30.5%	28.5%	27.5%	27.2%	26.9%		19.5%	19.5%	19.5%

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該冷凍牛肉が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます（豪州の輸出者、生産者が作成する原産品申告書に基づいて輸入申告することも可能です。以下の例でも同様ですが、本手引きでは輸入者が原産品申告書を作成することを前提に説明します。輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合には、豪州側において原産品申告書や原産地証明書の用意が必要であることに留意下さい。）。

また、冷凍牛肉等の豪州で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって豪州の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はありません（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の記事欄に「JAEPWO」と記載下さい）。なお、例えば、牛が豪州で生まれたこと等、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認しているような場合には、当該確認方法やその内容を明細書に記載し、通関関係書類と共に提出することもできます。



# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  オーストラリアビーフ(株)    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	冷凍牛肉 (骨なし) 1,000 カートン、20,000Kg、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 0202. 30 号	WO
5. その他の特記事項  <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5  
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11  
 代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印又は署名  
 代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

②小麦グルテン（関税率表第 1109.00 号）

イ.原産地基準

豪州より日本へ輸入される小麦グルテン（関税率表第 1109.00 号）について、日豪 EPA においては、豪州において完全に得られる材料から生産されるのであれば原産品と認められます。なお、仮に非原産材料を使用している場合であっても品目別規則（HS 第 10 類の材料を除く類変更基準）を満たす場合には原産品と認められますが、本事例では、完全生産品であることを前提に説明します。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

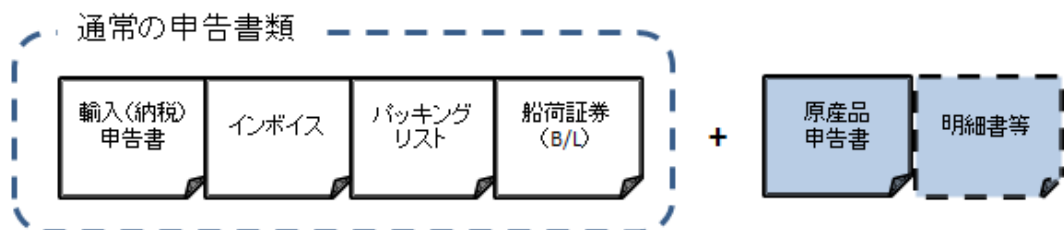
発効前	2015/1/15	2015/4/1	2016/4/1	2017/4/1	2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	～	2024/4/1
21.3%	19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%		無税

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該小麦グルテンが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。豪州の完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認している場合には、当該確認方法や内容を明細書に記載し、通関関係書類と共に提出して下さい。

ただし、前述の冷凍牛肉の場合と同様、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって豪州にて完全に得られる産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はありません。（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄に「JA-EPA WO」と記載下さい。）

※本事例は、完全生産品について、明細書を作成する場合についての作成例を示すことを目的に設定しています。



# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  オーストラリア食品(株)    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	小麦グルテン 800BAG、20,000Kg、AB No. 1-800 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券): No. AB00001	第 1109.00 号	WO
5. その他の特記事項  <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5  
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11  
 代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印又は署名  
 代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

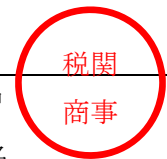
(規格 A 4)

## 原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001      2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 1109.00 号
4. 適用する原産性の基準 <input checked="" type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC ・ <input type="checkbox"/> VA ・ <input type="checkbox"/> SP ・ <input type="checkbox"/> DMI ・ <input type="checkbox"/> ACU )	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  通関関係書類より、本件小麦グルテンは、豪州所在の生産者であり輸出者であるオーストラリア食品からの豪州仕出し貨物であることが確認でき、また別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本件小麦グルテンは、豪州において収穫された小麦を用いて豪州△△で製粉した小麦粉を原材料として、豪州□□所在の A 工場において小麦グルテンを生産していることが確認できた。  よって、輸出者が豪州において生産した本件小麦グルテンは、豪州の原産品（完全生産品）である。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事（株） 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名  印又は署名

作成 2015 年 12 月 5 日



(規格 A 4)

③フェロシリコマンガン（関税率表第 7202.30 号）

※本例は原産地基準が「原産材料のみから生産された産品」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、フェロシリコマンガンの場合に必ず「原産材料のみから生産された産品」となるわけではありません。

イ.原産地基準

豪州より日本へ輸入されるフェロシリコマンガン（関税率表第 7202.30 号）について、例えば、当該産品が、日豪 EPA 上の原産品である原材料（一次材料に限る。）のみから生産されたものである場合には、原産材料のみから生産された産品として原産品と認められます。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2015/1/15	2015/4/1	2016/4/1	2017/4/1	2018/4/1	2019/4/1	～	2023/4/1	2024/4/1
2.5%	2.3%	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.1%		0.2%	無税

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該フェロシリコマンガンが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれが原産品申告書を作成した場合であっても、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。



ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

原産材料のみからの生産であることが確認できる契約書、材料表又は製造工程フロー図等の資料



# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  オーストラリア鉱山(株)    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	フェロシリコマンガ 200,000Kg、10 CONTAINERS、N/M 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 7202. 30 号	PE
5. その他の特記事項  <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5  
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11  
 代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印又は署名  
 代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

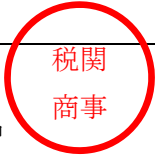
※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

2. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001      2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 7202. 30 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input checked="" type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC ・ <input type="checkbox"/> VA ・ <input type="checkbox"/> SP ・ <input type="checkbox"/> DMI ・ <input type="checkbox"/> ACU )	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  <原材料> ①生石灰 (第 25.22 項) : ○○国から輸入した石灰石 (第 25.21 項) を使用し、豪州△△工場にて製造 (原産材料) ②コークス (第 27.04 項) : 豪州□□鉱山にて採掘した石炭から豪州××にて製造 (原産材料) ③マンガン鉱石 (第 26.02 項) : 豪州▽▽鉱山にて採掘 (原産材料)  <製造工程> 豪州にある輸出者 A 工場において、上記原材料を用いて、電気炉における強熱等の製造工程を経て、本品を製造する。  非原産材料を使用し豪州で生産された生石灰 (原材料①) は、品目別規則 (第 25.22 項) に定める「項変更」を満たしていることから、豪州の原産材料である。また、原材料②及び③については、豪州の原産品 (完全生産品) であることから、本フェロシリコマンガンは原産材料のみから生産されており、豪州の原産品である。  上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事 (株)    東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名



作成 2015 年 12 月 5 日

(規格 A 4)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

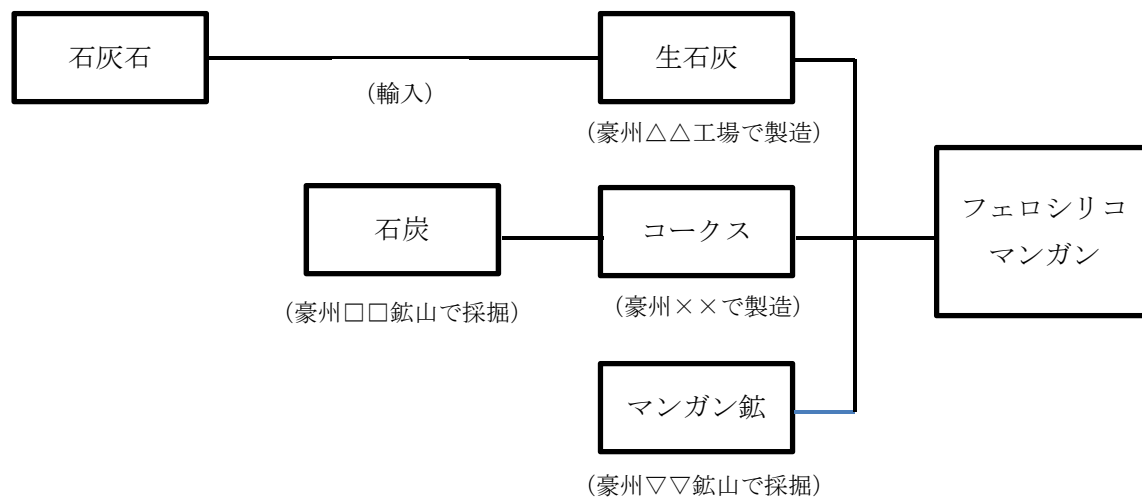
## 総部品表（材料一覧表）

品名：フェロシリコマンガン

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	生石灰	〇〇	25.22		〇〇国から石灰石を輸入
2	コークス	豪州	27.04		豪州□□で採掘した石炭から豪州で製造
3	マンガン鉱	豪州	26.02		豪州▽▽鉱山にて採掘
	合 計				

<製造工程>



④ワイン（関税率表第 2204.21 号）

※本例は原産地基準が「関税分類変更基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、ワインの場合に必ず「関税分類変更基準」が適用されるわけではありません。

イ.原産地基準（関税分類変更基準）

豪州より日本へ輸入されるワイン（関税率表第 2204.21 号）について、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CC\*（第 8 類又は第 20 類の材料からの変更を除く。）」を満たす必要があります。

\*類変更基準

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

	発効前	2015/1/15	2015/4/1	2016/4/1	2017/4/1	2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1
1	15%	13.1%	11.3%	9.4%	7.5%	5.6%	3.8%	1.9%	無税
2	¥125/L	¥125/L	¥125/L	¥125/L	¥125/L	¥125/L	¥125/L	¥125/L	
3	¥67/L	¥58.63/L	¥50.25/L	¥41.88/L	¥33.50/L	¥25.13/L	¥16.75/L	¥8.38/L	

注) 1 欄又は 2 欄の税率のうちいずれか低い税率、ただし 3 欄を下回る場合は 3 欄の税率を適用

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該ワインが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。



ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める関税分類の変更を確認できる原材料表、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  オーストラリアワイン(株)    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6 桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 2204. 21 号	PSR
5. その他の特記事項  <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関 3-1-1



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

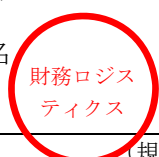
※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001      2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR ( <input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU )	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  <div style="margin-left: 20px;"> <p>&lt;原材料&gt;</p> <p>①ぶどう (カベルネソービニヨン) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料)</p> <p>②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料)</p> <p>③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料)</p> <p>④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料)</p> </div> <p>&lt;製造工程&gt;</p> <p>豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。</p> <p>非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。</p> <p>上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。</p>	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所      印又は署名 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>税関商事 (株)    東京都江東区青海 2-7-11</p> <p>(代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)</p> <p>財務ロジスティクス (株)    東京都千代田区霞が関 3-1-1</p> <p>作成 2015 年 12 月 5 日</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>印又は署名</p> <p>印又は署名</p> </div> </div>	



(規格 A 4)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

## 総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニヨン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

### ⑤調製顔料（関税率表第 3206.11 号）

※本例は原産地基準が「付加価値基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、調製顔料の場合に必ず「付加価値基準」が適用されるわけではありません。

#### イ.原産地基準（付加価値基準）

豪州より日本へ輸入される調製顔料（関税率表第 3206.11 号）について、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CTSH\*（第 3206.19 号からの変更を除く。）又は QVC（原産資格割合）40」を満たす必要があります。\*号変更基準

以下、付加価値基準を適用する場合の例について記載します。

#### ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

#### ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該調製顔料が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。



#### ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める付加された価値を確認できる材料表、製造原価計算書又は支払記録等の資料



## 原 産 品 申 告 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  <p style="text-align: center; color: blue;">オーストラリアピグメント株式会社    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000</p>			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	調製顔料 100 BAG、2,500KG、AB No. 1-100 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 3206.11 号	PSR
5. その他の特記事項  <p style="text-align: left;"><input type="checkbox"/> 第三国インボイス</p>			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印又は署名

代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

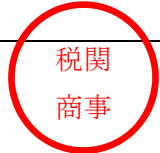
※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001      2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 3206. 11 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC · <input checked="" type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU )	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①チタン酸化物：豪州産の天然ルチール (TiO <sub>2</sub> ) より豪州〇〇で生産したもの (原産材料) ②アンチモン酸化物：××国より輸入したもの (非原産材料) ③クロム酸化物：△△国より輸入したもの (非原産材料) <原産資格割合> 非原産材料の総価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、AUD1,500 である。 製品の価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、AUD10,000 である。  豪州〇〇において非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 3206.11 号) は、「原産資格割合 40%以上」又は「号変更 (第 3206.19 号からの変更を除く。)」である。なお、原材料、非原産材料の総価額及び製品の価額は上記の通りである。 よって、本品の原産資格割合 (QVC) を計算すると、  $\frac{10,000 - 1,500}{10,000} \times 100 = 85 \%$ となり、上記品目別規則に定める原産資格割合 40%以上を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の製造原価計算書によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事 (株)    東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名  印又は署名



作成 2015 年 12 月 5 日

(規格 A 4)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

## 製造原価計算書

品名：調製顔料

品番：〇〇〇

項目	金額 (AUD)	備考
原材料	2,500	
チタン酸化物	1,000	
アンチモン酸化物	800	※左記価額は CIF 価額
クロム酸化物	700	※左記価額は CIF 価額
労務費	2,000	
経費	1,050	
電力・燃料費	500	
減価償却費	500	
消耗品費	50	
製造費用 (合計)	5,550	
製品の価額	10,000	

⑥水酸化アルミニウム（関税率表第 2818.30 号）

※本例は原産地基準が「加工工程基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、水酸化アルミニウムの場合に必ず「加工工程基準」が適用されるわけではありません。

イ.原産地基準（加工工程基準）

豪州より日本へ輸入される水酸化アルミニウム（関税率表第 2818.30 号）について、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CTSH（号変更基準）、CR（化学反応）、P（精製）、SM（標準物質）又は IS（異性体分離）」のいずれかを満たす必要があります。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該水酸化アルミニウムが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。



ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める化学反応を満たしていることが確認できる契約書、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

# 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  オーストラリアケミカル(株)    ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	水酸化アルミニウム 1,000 カートン、20,000Kg、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015. 12. 1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 2818. 30 号	PSR
5. その他の特記事項  <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5  
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11  
 代理人の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印又は署名  
 代理人の住所又は居所 \_\_\_\_\_



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001      2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2818.30 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR ( <input type="checkbox"/> CTC ・ <input type="checkbox"/> VA ・ <input checked="" type="checkbox"/> SP ・ <input type="checkbox"/> DMI ・ <input type="checkbox"/> ACU )	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  <製造工程> 豪州〇〇所在の工場にて下記の通り製造する。 ①ボーキサイトを水酸化ナトリウムの高温水溶液に溶かす ②上記で精製された溶液をろ過 ③溶液を冷却し、産品を析出  (水酸化アルミニウム製造の際の化学反応式) $[Al(OH)_4]^- (aq) \rightleftharpoons Al(OH)_3(s) + OH^- (aq)$ (工程①における化学反応)  非原産材料を使用し生産した本品が満たすべき品目別規則(第 2818.30 号)は、「号変更」、「化学反応」、「精製」、「標準物質」又は「異性体分離」のいずれかである。なお、本品の製造工程は上記のとおりである。 よって、本品は、上記品目別規則に定める化学反応を上記製造工程において経ていることから豪州の原産品である。  上記事実は別添の製造工程表によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事(株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名



作成 2015 年 12 月 5 日

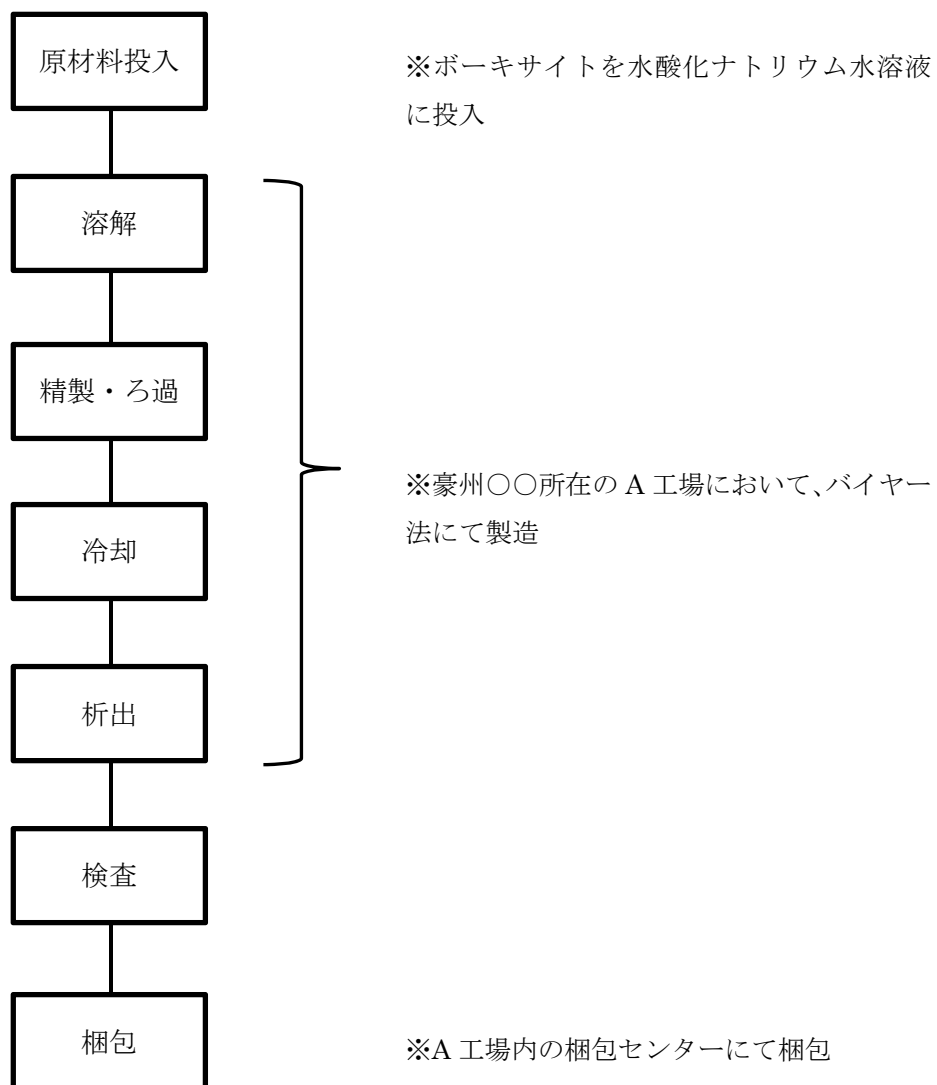
(規格 A 4)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

## 製造工程表

品名：水酸化アルミニウム

品番：〇〇〇



## 2. 日本からの輸出面

### (1) 概要

日豪 EPA において導入された自己申告制度においては、第三者証明制度の下における輸出時の原産地証明書の取得に代え、輸出者、生産者自らが原産品申告書を作成することが可能です。また、必要な情報を豪州の輸入者に送付し、豪州の輸入者が原産品申告書を作成し、豪州において輸入申告を行うことも可能です。

豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関 HP 等を参照して下さい。なお、豪州税関においても事前教示制度が導入されています。

### (2) 原産品申告書等の作成方法

#### ①原産品申告書の作成者

輸出者又は生産者は、日本から輸出しようとする製品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

原産品申告書を輸出者が作成する場合で、当該輸出者が当該製品の生産者でないときは、当該製品が原産品である旨の生産者が作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することもできます。

#### ②原産品申告書の必要的記載事項

原産品申告書においては、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所、製品の概要（品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報、関税分類番号、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）等、本原産品申告書の作成者の情報を記載すると共に、当該者の印又は署名（電子的な署名も可）が必要となります。



# Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address			
製品毎に記載する。	品名の記載は、製品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。	例えば、グロス重量又はネット重量。製品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。	製品の関税分類番号を6桁レベル(HS2012年版)で記載。
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m <sup>3</sup> , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other ( <i>de minimis, accumulation</i> ), if applicable
原則として豪州への輸入通関に用いられるインボイス(第三国インボイスを除く。)の番号・日付。			該当する特惠基準(WO, PE, PSR)のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてその他の基準を記載する。
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice	第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。		

## 6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date

自署又は署名の形状の印字。

Name

(signature or stamp)

Address

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

Importer  Exporter  Producer

輸出者又は生産者のいずれか1つに必ずチェックを付す。

### ③誓約書の作成方法

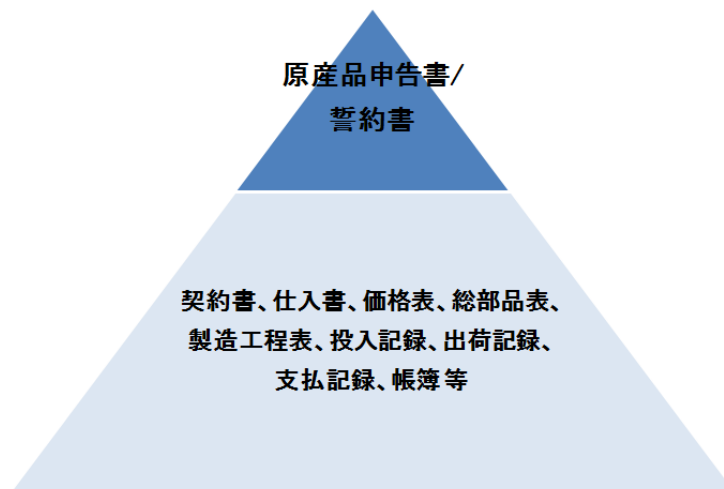
誓約書に、特段の様式は定められていませんが、輸出貨物が日本の原産品であることを誓約する内容、具体的には、原産品申告書に準じ、輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、製品の概要（品名及び関税分類番号、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報等、作成者の印又は署名を含むものが適当です。

<b>Origin Statement/Declaration</b>	
I, the undersigned, declare that the goods stated below are originating goods of Japan under Chapter 3 of Australia-Japan Economic Partnership Agreement.	
< Description of goods >	
輸出産品の概要を記載。原産品申告書の記載要領に従い、産品の名称、HS番号、数量、原産地基準等を記載する。	
Date	_____
Name	_____ (signature or stamp)
Address	_____

### (3) 書類の保存

原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を作成の日から 5 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）のほか、申告内容に応じて輸出者又は生産者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表その他の原産品申告書の内容を確認するために必要な書類です。

保存書類のイメージ



#### (4) 豪州税関による原産性の確認への対応

生産者又は輸出者として原産品申告書を作成した場合には、事後確認の一環として豪州税関から生産者又は輸出者に対して情報提供要請がなされることがあります。その際には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。豪州税関からの連絡は、外交ルートで日本税関を経由して生産者又は輸出者に対してなされることとなっていますが、併せて、豪州税関から生産者又は輸出者に対して直接なされる場合もあります。日本税関からの連絡前に豪州税関から直接連絡があった場合には、日本税関からの連絡をお待ち頂くか、最終頁に記載の財務省関税局に連絡をお願いします。

なお、産品が日豪 EPA 上の原産品であるか否かについては、生産者又は輸出者から提供された情報に基づき豪州税関が判断することとなりますのでご留意下さい。

(5) 実際の輸出に即した書類作成例

①乗用自動車（関税率表第 8703.23 号：シリンダー容積が 1500cc を超え 3,000cc 以下のもの）

イ.原産地基準

日本より豪州へ輸出される乗用自動車（関税率表第 8703.23 号：シリンダー容積が 1500cc を超え 3,000cc 以下のもの）について、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める CTH（項変更）又は QVC40（原産資格割合 40%以上）のいずれかを満たすことが必要です。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

生産者又は輸出者は、当該乗用自動車の日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、生産者又は輸出者は誓約書を作成し、豪州側の輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

ニ.輸出者（又は生産者）が保存すべき原産品に関する書類の例

- ・原産品申告書（Origin Certification Document）（写し）
- ・品目別規則が定める基準を満たすことが確認できる総部品表や価格表等の資料、誓約書（誓約書に基づき原産品申告書を作成した場合に限る。）

## Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address  <p style="text-align: center; color: blue;">Customs Motor Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo</p>			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m <sup>3</sup> , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other ( <i>de minimis, accumulation</i> ), if applicable
1	Motor Cars 1,000 Cars Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No. AB00001	8703.23	PSR
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)  <input type="checkbox"/> Non-party invoice			

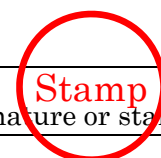
6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation

(signature or stamp)



Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

Importer    Exporter    Producer

## ②タイヤ（関税率表第 4011.10 号）

### イ.原産地基準

日本より豪州へ輸出されるタイヤ（関税率表第 4011.10 号）について、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める CTH（項変更）又は QVC40（原産資格割合 40%以上）、CR（化学反応が締約国の区域内において行われること）のいずれか 1 つを満たす必要があります。

### ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

### ハ.原産品申告書の作成例

生産者又は輸出者は、当該タイヤが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、生産者又は輸出者は誓約書を作成し、豪州側の輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

### ニ.輸出者（又は生産者）が保存すべき原産品に関する書類の例

- ・原産品申告書（Origin Certification Document）（写し）
- ・品目別規則が定める基準を満たすことが確認できる総部品表や製造工程表等の資料、誓約書（誓約書に基づき原産品申告書を作成した場合に限る。）

## Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address  <p style="text-align: center; color: blue;">Customs Rubber Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo</p>			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m <sup>3</sup> , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other ( <i>de minimis, accumulation</i> ), if applicable
1	New pneumatic tyres 1,000 Pcs, 7,000Kg Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No. AB00001	4011.10	PSR
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)  <input type="checkbox"/> Non-party invoice			

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation

  
 (signature or stamp)

Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

Importer    Exporter    Producer

### III.FAQ

#### 1.総論

(問 1) 自己申告制度を利用するためには事前に税関に対する届出や登録手続きが必要か。

(答 1) 自己申告制度は、輸入する産品が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報を有している輸入者、輸出者又は生産者が利用することができる制度であり、税関への事前の届出や登録手続き等は不要です。

(問 2) 自己申告制度を利用できる品目に制限はあるか。

(答 2) 日豪 EPA において譲許されている品目であれば、第三者証明制度と同様に自己申告制度を利用可能です。

(問 3) 自己申告制度と第三者証明制度のいずれを利用すべきか。

(答 3) いずれの制度の利用も可能であるため、利便に応じて、利用者側の判断で選択して下さい。なお、自己申告制度を利用する場合には、原産品申告書の作成者は輸入する産品が日豪 EPA 上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となります。

(問 4) 自己申告制度は輸入通関時に税関のチェックが行われることから、第三者証明制度の方が迅速に通関できるのか。

(答 4) 自己申告制度の下においても、第三者証明制度の下においても、輸入者は納税義務者として適切に申告を行うことが必要となります。どちらの制度の下であっても通関時に原産性の審査は行われることとなるため、一概にどちらの制度の方が迅速に通関できるというものではないと考えられます。

(問 5) 自己申告制度と第三者証明制度とでは、原産性を明らかにするための書類提出や事後的な特惠否認に違いがあるのか。原産地証明書は輸出国の公的機関により発給されたものであるため、確実に EPA 税率を適用できると考えてよいか。

(答 5) 自己申告制度を利用する場合と同様、第三者証明制度の下においても、税関から通関時に追加書類の提出や説明が求められたり、事後確認を行うこともあるため、輸入者は納税義務者として原産性を十分に把握し、税関の求めに応じてそれらを明らかにする必要があります。また、原産地証明書については、記載内容の不備（軽微な誤りと見做されないもの）、原産性がない貨物に対する発給、更には偽造されているケースもあり、その結果特惠否認に至っている事案もありますので、ご利用前には原産地証明書の記載内容と貨物の原産性を輸出者等によくご確認ください。



## 2.日本での輸入面

(問 6) AEO 輸入者が自己申告制度を利用する場合の取扱いはどのようになっているか。

(答 6) AEO 輸入者であっても一般の輸入申告に際しては、原産品申告書等の必要書類の提出が必要です。なお、特例申告の場合には、第三者証明制度における取扱いと同様に、原産品申告書の提出に代えて保存することで足りる取扱いとなります。

(問 7) 原産品申告書等の作成を輸入者に代わって通関業者が行うことは可能か。

(答 7) 輸入者が原産品申告書、原産品申告明細書等を作成するに際し、減免税関係書類等その他の税関提出書類と同様に、輸入者からの依頼を受けた通関業者が代行して作成することも可能です。その際は、原産品申告書等を作成するに足る十分な情報を輸入者等より提供されていることが必要となります。

(問 8) 原産品申告書の作成について、税関で事前審査を受けることは可能か。

(答 8) 原産品申告書は原則として輸入申告時に提出する必要があり、その際に審査を行います。記載方法等の個別の相談は受け付けますが、事前に原産性の審査を行うものではありません。事前に原産性の審査を希望される場合には、事前教示制度をご利用下さい。

(問 9) 一の輸入申告において複数の品目を輸入する場合に、一部分の品目に自己申告制度を利用し、その他の品目に第三者証明制度を利用することは可能か。

(答 9) 可能です。

(問 10) 輸入申告後に自己申告制度を利用し、原産品申告書を用いて EPA 税率の適用を求めることはできるか。

(答 10) 輸入申告の際に EPA 税率の適用を求めることが必要となることから、輸入申告後に EPA 税率の適用を求めることはできません。

(問 11) 輸入申告時に EPA 税率の適用をするため原産地証明書を提出したが、輸入申告後にその原産地証明書を差し替えて、原産品申告書等を提出することは可能か。また、輸入申告時に提出した原産品申告書について、輸入申告後に訂正することは可能か。

(答 11) 輸入申告時に第三者証明制度を利用して原産地証明書の提出があったことから、輸入申告後に自己申告制度を利用して原産品申告書の提出に変更することはできません。また、作成者であっても輸入申告後に原産品申告書の訂正を行うことはできません。

(問 12) 原産地証明書の提出猶予により BP の承認申請を行ったが、結局、原産地証明書を取得していないことが判明した。この場合、IBP 時に原産品申告書等の提出をもって代えることはできるか。

(答 12) 同一協定においては、いずれの場合でも輸入申告の内容を確認する書類の提出として認められることから、変更することは可能です。なお、根拠協定の異なる変更は認められません。

(問 13) 原産品申告書の提出期限・有効期限はあるか。

(答 13) 原則として、輸入申告の際に提出する必要があります。なお、有効期限は作成日から 1 年です。

(問 14) 原産品申告書等の原本の提出は必要か。

(答 14) 写し (コピー) を提出することも可能です。なお、NACCS を利用して、原産品申告書等を PDF 等の電磁的記録にて提出することも可能であり、当該原産品申告書等を提出後に別途書面にて提出する必要はありません。

(問 15) 輸出者又は生産者が作成した原産品申告書 (Origin Certification Document) に不備があることから、輸入者が訂正することはできるか。

(答 15) 原産品申告書の訂正は、当該原産品申告書の作成者のみが行うことができます。

(問 16) 輸出者又は生産者が作成した原産品申告書 第 2 欄に積送される貨物を確認するための情報を記載する場合、輸入者が当該記載をすることはできるか。

(答 16) 原産品申告書の作成者が記載する必要があるため、輸出者又は生産者が作成した場合には、輸入者は記載できません。

(問 17) 原産品申告書に使用する印は、会社の代表者印である必要はあるか。その他の印では認められないか。

(答 17) 原産品申告書に使用する印に限定はありません。ただし、その真正性に疑義があるような場合には確認させていただく場合があります。

(問 18) 原産品申告明細書の作成時期・有効期限はあるか。

(答 18) 原産品申告書の提出が必要な場合、原則として、輸入申告のときまでに作成し提出する必要があります。なお、原産品申告書のような有効期限はありません。

(問 19) 同一の関税分類番号に分類される製品であれば、製品の概要欄はまとめて記載することは可能か。

(答 19) 関税分類番号が同一であっても、原材料や製造工程等が異なり、適用する原産性の基準も異なる場合には、原産性の判断が異なるため、まとめて記載することはできません。

(問 20) 牛肉等の豪州で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出されるインボイス等の通関関係書類によって豪州の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はないとのことだが、具体的にどのような通関関係書類があれば、明細書等の提出を省略できるか。

(答 20) 輸入申告においては、一般的に、インボイス、パッキングリスト、船荷証券(BL)の通関関係書類が提出されますが、それらの書類において、輸入される製品についての原産地に関する記載(“Australian Beef”, “Made in Australia”や”Product of Australia”)、当該産品に係る豪州所在の生産者に関する記載、当該産品の商標、仕出国等を総合的に勘案し、原産品申告書と共に、豪州産牛肉と判断できる場合には、明細書等の提出は省略できます。また、これらの通関関係書類のほか、同様の形で原産性が判断できる、契約書、動物検疫用の衛生証明書、関税割当証明書等その他の通関関係書類を併せて提出することによって、原産性が判断できる場合にも明細書等の提出は省略できます。なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからではすべて確認できず、一部その他の情報で確認しているような場合(例えば生産者からのメールや電話によって確認している場合)には、当該確認方法や内容を原産品申告明細書に記載し、通関関係書類と共に提出することもできます。

(問 21) 輸出者が作成した原産品申告書に基づいて申告しており、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていない。どのように明細書等を作成し提出すべきか。

(答 21) 原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報を得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載して下さい。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付して下さい。

(問 22) 同一の産品を繰り返し輸入する場合、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を包括的に提出することは認められるか。

(答 22) 原産品申告書は、EPA 税率の適用を求める場合、課税価格が 20 万円以下の輸入貨物又は特例申告貨物を除き、輸入申告の都度提出する必要があります。また、原産品であることを明らかにする書類についても、原産品申告書に記載された産品に適用した原産性の基準を満たすことを個々に確認する必要があるため、輸入申告

の都度提出していただく必要があります。

なお、同一の製品について同一の原産性基準を適用し、繰り返し輸入される場合には、文書による事前教示制度の活用をご検討下さい。

(問 23) 生産者又は輸出者が作成した誓約書に基づき、原産品申告書を作成することは可能か。

(答 23) 可能です。ただし、誓約書に対する作成者の合理的信頼（取引契約や継続的な取引関係の存在を前提とした信用）が必要となりますので、ご留意下さい。

(問 24) 英語で記載された原産品であることを明らかにする書類は日本語に翻訳する必要があるのか。

(答 24) 英語で記載された資料を日本語に翻訳していただく必要はなく、そのまま提出していただいても結構です。

(問 25) 原産品申告書に誤謬があった場合、罰則はあるのか。また、過少申告加算税の対象となるのか。

(答 25) 罰則については故意性があるような場合には科されることが考えられますが、誤謬であれば科されることはありません。また、特惠適用が否認された結果、適用税率に変更があった場合には、過少申告加算税の対象となる場合があります。

(問 26) 自己申告制度においても輸入許可後に原産性の確認が行われることはあるか。

(答 26) 必要に応じ事後確認を行う場合があります。なお、原産品申告書のほか、原産品であることを判断するために用いた資料については保存義務がありますのでご注意ください。

(問 27) 税関による事後確認の際、代理人としての通関業者へも何か連絡があるのか。

(答 27) 基本的に税関からは原産品申告書又は誓約書を作成した輸入者、輸出者又は生産者に対して確認することとなります。ただし、その関係者である通関業者に対しても原産性についての事実を確認することはありえます。

(問 28) 第三国に設置されている物流センター等に一旦貨物を保管し、商機等を踏まえて輸入する場合にも、積送基準を満たすか。

(答 28) 現在の国際物流においては、第三国に設置されている物流センターや倉庫に一旦貨物を保管した上、商機等を踏まえ、我が国を含めて他国に配送するという形態が見られます。このような場合であっても、第三国において貨物に新たな加工等がなされていない等、各 EPA 上の要件を満たしている場合には、積送基準を満たすこ

ととなります。第三国経由の場合には、原則として、通し船荷証券の写しや第三国の税関当局が発給した非加工証明書等の提出が必要となりますが、取得が困難な場合には、当該第三国において、積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったこと等を証するその他の書類（例えば、輸入者が保有する運送関連資料や適切に貨物の物流を管理している自社システムを元に作成した管理資料や説明資料等）を提出することとして下さい。なお、当該書類の提出が不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書、原産品申告書等への記載を行うこととして下さい。

### 3.日本からの輸出面

（問 29）豪州側で輸入する際に豪州税関に提出する原産品申告書を日本語で作成することはできるか。

（答 29）英語で作成する必要があります。

（問 30）原産品申告書の作成を生産者又は輸出者に代わって通関業者が作成することは可能か。

（答 30）生産者又は輸出者が原産品申告書を作成するに際し、生産者又は輸出者からの依頼を受けた上、通関業者等が代行して作成することも可能です。ただし、証明欄には、生産者又は輸出者の氏名や署名等が必要となることについてご留意願います。

（問 31）書類の保存義務を怠った場合、どのようになるのか。

（答 31）事後確認があった際に十分な情報の提供が行えず、結果として、豪州において EPA 税率の適用が否認される可能性があります。

（問 32）事後確認による質問検査は必ず受けなければならないのか。

（答 32）質問検査を忌避した場合には、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

（問 33）豪州への輸出貨物に係る原産品申告書の作成に関して、日本税関へ相談することは可能か。

（答 33）原産品申告書の作成にあたり、原産地手続、原産地規則等について不明な点がありましたら、日本税関へ相談していただくことも可能です。ただし、輸出貨物に係る原産性の判断は、あくまでも輸入締約国である豪州税関が行うこととなりますので、ご留意願います。

#### IV.関連協定・法令等

1.協定（外務省 HP URL：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22\\_001179.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001179.html)）

- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第 3 章
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定附属書 3
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第 1・12 条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極

2.法律（URL：<http://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm#houritsu>）

- ・ 関税暫定措置法第 12 条の 2
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

3.政令（URL：<http://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm#seirei>）

- ・ 関税法施行令第 61 条等
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令

4.通達（様式含む）（URL：<http://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm#tsutatsu>）

- ・ 関税法基本通達
- ・ 関税暫定措置法基本通達
- ・ 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて
- ・ 条約等基本通達
- ・ 税関様式関係通達
  - ① 原産品申告書（税関様式 C 第 5292 号）
  - ② 原産品申告書 つづき（税関様式 C 第 5292 号-2）
  - ③ Origin Certification Document（Customs form C No.5292-3）
  - ④ 原産品申告明細書（税関様式 C 第 5293 号）
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて

【問い合わせ先】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

	電話番号	メールアドレス
財務省関税局関税課原産地規則係	03-3581-4111 (代表)	gensanchi@mof.go.jp
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3599-6528	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp